

第103回入札監理小委員会
議 事 録

内閣府官民競争入札監理委員会事務局

第103回入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時 平成21年8月21日（金）18：01～19：23

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議
○刑事施設の運營業務（法務省）
2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、本庄専門委員

（法務省）

矯正局総務課 名執矯正調査官、吉野専門官、森田専門官、齋藤専門官

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官、山谷企画官

○榎谷主査 それでは、ただいまから第103回入札監理小委員会を開催したいと思います。

本日は、法務省の「刑事施設の運営業務」の実施要項（案）についての審議を行いたいと思います。

本日は、法務省矯正局総務課の名執矯正調査官に御出席いただいておりますので、事業の概要、実施要項（案）の内容などにつきまして30分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○名執矯正調査官 法務省矯正局調査官の名執と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、刑事施設の運営業務に係る民間競争入札実施要項の案について、説明いたします。

まず1の「対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質」についてです。

入札の対象となる公共サービスの単位ですが、総務業務、警備業務と、作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務の2つのグループを入札の単位として実施し、対象施設は総務、警備業務については静岡刑務所と笠松刑務所、職業訓練、教育等の業務については黒羽刑務所、静岡刑務所、笠松刑務所としております。

各施設の概要については、別紙1のとおりです。別紙1は、各施設ごとに施設・建物関係、組織図及び職員配置、職員定員・現員、収容状況及び収容対象、作業と教育の実施状況、そして施設の配置図を掲載しております。詳細は省略させていただきます。

対象とする委託業務の内容につきましては、別紙2のとおりでございます。こちらについては、各業務ごと、民間事業者に委託する具体的な業務内容を提示しております。

なお、備考欄には業務を遂行する上での留意事項等を記載しております。

また、被収容者との接触が想定される業務については、その具体的な業務と民間事業者の安全確保の観点からの対応策について、別紙2の最後に添付しております。これは、被収容者との接触が想定される民間事業者の業務の遂行時には、原則として国の職員が立会ないし巡回をすることとしておりますが、処遇調査時の面接のように、業務の性質上、一対一で実施することが望ましいものについては、国の職員の立会等を行いません。その代わりに面接室等に非常電鈴装置が設置されておりますので、不測の事態が発生した場合には国の職員が迅速に駆けつけることができる体制を整えるということにしたいと思っております。

次に、対象公共サービスの質を確保するための要求水準の設定について説明いたします。

まず、総務業務と警備業務です。共通事項としては、民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して逃走事故や暴動、自殺事故あるいは火災が発生しないこと、または施設の警備体制等の保安情報や被収容者の個人情報等を漏洩しないことを要求水準とすることを考えております。これらについては、いずれも刑事施設の運営の根幹に関わる重大な事故ですので、実施期間中、一度も発生しないことを求めることとしております。

次の総務業務については、被収容者に係る訴訟関係文書等の迅速かつ適切な処理、または領置物品の適正な保管とその取扱いについて要求しております。

警備業務につきましては、異状を発見した場合に直ちに国の職員に連絡すること、施設

には国の職員や民間事業者等の職員だけではなく、さまざまな人が出入りいたしますので、確実な入退室管理と入退室の制限を行うことを要求水準としております。

加えて、被収容者にとって信書の発受は外部交通の重要なツールでありますので、その処理について迅速に実施することなどを要求しております。

また、構内外巡回や保安検査について最低限実施すべき頻度を記載しております。

次に3ページは、作業、職業訓練、教育、分類業務についてです。この共通事項としましては、火災を発生させないこと、保安情報や個人情報などを漏洩させないことを求めています。

作業、職業訓練業務につきましては週30時間以上の作業等の確保を要求水準とするほか、資格取得を目的とする職業訓練については取得率を一般の受験者と同等以上とすること、作業事故や食中毒についてはこれを発生させないことを要求水準としております。

教育業務につきましては、全受刑者が1科目以上の改善指導あるいは教科指導を受講することができるようにすることを要求しております。

加えて、別紙3に受刑者の釈放時アンケートを付けておりますけれども、この釈放時アンケートについて給食と衣類、それから作業、職業訓練、教育については、例えば全国平均を上回る評価を得ることなど、一定以上の評価を得ることも要求水準とすることを考えております。

次に、民間の創意工夫の発揮の可能性としては4ページの中ほどをごらんください。当省が本業務の民間競争入札の対象とした理由でもありますので、ここでは2点を提示したいと思います。1つは、業務の効率化により、職員の勤務負担の軽減に関する提案、もう一つは受刑者の出所後の確実な就労につながる支援策など、再犯防止の観点からの受刑者に対する改善更生策に関する提案を求めたいと考えております。

次に、委託費の支払いについては、国は提供される公共サービスを一体のものとして購入し、その対価を一体のものとして本事業の実施期間にわたり平準化して支払うこととしております。

ただし、光熱水料については委託費に含めず、国の負担としますが、民間事業者には光熱水料の節減に資する提案を求めるとし、優れた提案については後ほど御説明いたします評価の基準において加点の評価項目とすることとしております。

支払方法については、四半期ごとに委託費を支払うものと思いますが、食料費については被収容者の収容動向という民間事業者がコントロールできないものに直接影響を受けるものですので、これは実績払いとすることとしております。

また、職業訓練及び教育業務については、いずれも当省の喫緊の課題とする再犯防止策に直結する業務でもあることから、民間事業者の努力による職業訓練と教育の質の向上が強く期待される場所でもありますので、ここにインセンティブを設けることが必要であると考えております。

そこで、職業訓練と改善指導については入札時にその内容、経費、実施時間数を提案し

ていただき、実施時間に見合う額を毎年度末に支払う方法などを検討しております。

このように、インセンティブを設けることにより、職業訓練及び改善指導の量を充実させるとともに、質については後で御説明いたします評価の基準において加点の評価項目とすることとしております。

支払いに当たっては、民間事業者が実施する業務の質の確保状況を確認した上で、質が確保されていないと判断された場合には、別に定める基準に従って委託費の減額措置を行うこととしております。

委託費の減額措置につきましては、別紙4をごらんください。

基本的な考え方につきましては、先行しております4つのPFI刑務所の事業に沿っております。委託費の減額については2種類あり、民間事業者の責めに帰すべき事由により、逃走事故等の保安事故や火災、悪意による保安情報、個人情報漏洩といった施設運営の根幹に関わる支障につながる事象を惹起した場合には違約金を課すこととし、それ以外の事象については罰則点を計上し、一定以上の点数が累積した時点で減額措置を講ずることとしております。

以上が、対象公共サービスの質を確保するという点についてです。

次に、「実施期間」について申し上げます。5ページの下の方をごらんください。本業務の実施期間は来年5月から7年間として、先ほどの別紙2の定型業務の欄に丸印の付いている業務、これは既に本年度も単年度の民間契約を実施しているものですが、これらの定型的業務については来年5月から実施し、その他の公権力行使に関わる業務等については平成23年1月から実施することとしております。

次に、「入札参加資格」については、これまでの市場化テストで実施してきた事業や、刑務所PFI事業での実績を踏まえ、本事業の実施に携わる者としての必要な資格・能力について定めております。また、特に作業、職業訓練、教育、分類業務については複数の企業グループの入札参加も想定されますので、グループで参加する場合の条件についても定めております。

次に、7ページをごらんください。「入札に参加する者の募集」についてです。

「入札に係るスケジュール」については、入札公告から提案書の提出期限まで4か月程度確保しております。

なお、提案書を作成するに当たっては、施設の詳細図面や保安事故発生時の対応方法等の情報が必要となりますが、現在運営中の刑事施設に係る情報については、保秘について配慮を要するものが多くありますので、だれにでも開示するわけにはいきません。

そこで、入札参加資格を確認することができた入札参加者に対し、秘密の保持についての誓約書を提出していただいた上で、これらの保秘を要する情報が記載された文書の貸与、または閲覧を実施することとしたいと思います。

次に、8ページの5の、対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他についてです。

落札者の決定については総合評価落札方式とすることとしておりますが、刑事施設が国の刑罰権の行使にかかわる施設でありますので、価格競争に重点が置かれてサービスの質が低下することがないように、提案内容の評価を十分に行った上で落札者を決定する仕組みとすることが重要であると考えております。

したがって、総合評価点を求める算式については、関係府省と協議し、加算方式とすることについて現在検討をしております。

ただし、本要項案では、現時点ではいまだ協議が整っておりませんので、この算式については現在のところ除算方式を前提に記載しております。

それでは、次に審査についてですけれども、これは2段階に分けて実施いたします。9ページをごらんください。

まず第1次審査においては、競争参加資格を有しているか否かを審査します。

次に、第2次審査は提案書の内容を審査いたします。提案書の審査については、必須項目審査と加点項目審査の2つがあり、必須項目審査については提案内容が要求水準のすべてを満たすものとなっているか否かを審査いたします。具体的には、Cの審査項目にある共通の項で要求水準を満たすことが可能な管理体制、人的体制及び研修体制となっているかを審査いたします。

管理体制については、業務責任者の配置、不測の事態が発生した場合の対応、コンプライアンス・セキュリティ管理体制、リスク分析、リスクを最小化するための対応策、モニタリング実施体制、問題発生時の対応策について審査いたします。

次に人的体制については、本業務を確実に実施できるだけの人員体制となっているか否かを審査しますが、総務業務及び警備業務の一部に従事する者については刑務所PFI事業と同様に常駐警備の実務経験1年以上であることを要件とすることとしております。

ただし、人材確保の困難さや人材育成に要する期間などを考慮し、2名1組で業務を実施する場合には、そのうち1人については常駐警備の実務経験が1年以上であることを要しないこととします。

また、女子受刑者を収容する笠松刑務所については、その業務の性質上、総務業務、警備業務、職業訓練及び分類業務の一部について、女性の職員が従事することを要件としたいと思えます。

その他、各職員が他の業務を臨機に遂行できるなど、業務の補完性や業務実施期間にわたる安定的な雇用の確保策についても審査をいたします。

研修の実施体制については、研修の実施体制、内容等について審査いたします。

以上が共通項目であり、この必須項目審査において提案内容がすべて要求水準を満たしている場合には適格とし、基礎点として一定の点数を付与いたします。

次に、加点項目審査についてです。国が特に重視する項目について、提案内容が優れているか否か、Cの各審査項目ごとに設定した評価のポイントに基づき評価いたします。このうち、共通項目については必須項目としても審査しておりますが、特に優れている場合

には加点項目としても評価することとしております。

11 ページをごらんください。まず総務及び警備業務について、それぞれの①の「業務の効率的かつ効果的な実施」につきましては、創意工夫の発揮可能性として業務の効率化による職員の負担の軽減に関する提案を評価することとしております。

その他、領置物の取扱い、保安事故の防止策、対応策、警備体制について、優れた提案があればこれを評価することとしております。

次に、作業、職業訓練、教育及び分類業務についてです。職業訓練業務の③、④及び⑤、教育業務については創意工夫の発揮可能性として再犯防止の観点からの受刑者に対する改善更生策に関する提案を評価することとしております。

また、作業については安定的な作業の確保方策について、優れた提案があればこれを評価することとしております。

次に、14 ページをごらんください。6 のところからです。対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報につきましては、別添資料にまとめております。中身については省略させていただきます。

次に、「7. 民間事業者を使用させることができる国有財産」については、本業務の対象施設については厨房施設の改修、改築を始め、必要な改修を行うことを予定しておりますが、これらに係る基本設計図、基本計画図などの資料については別途提示したいと考えております。

民間事業者が使用できる設備備品等については、別添3の5ページ以降です。5ページ以降に、従来の実施に要した施設及び備品を記載しております。これらについては、無償で民間事業者を使用させることとしております。

また、備考欄に本事業により更新予定としているものについては、これらに係る消耗品も含め、民間事業者に準備していただくこととなります。

このほか、民間事業者の提案に係る備品等についても民間事業者に準備をしていただきます。

また、実施要項の案の14ページの下の方に戻りたいと思いますけれども、9の民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項等についてです。

報告等について、民間事業者には提案書と要求水準に基づき、具体的な業務の実施方法等を記載した業務実施要領を作成してもらうこととします。また、各年度ごとに業務年間計画書を作成してもらうことといたします。その他、各種業務報告書も作成してもらうこととなります。

次に、16 ページをごらんください。研修及び引継ぎについてです。委託する業務の性質上、実務をしながら必要な知識、技能を身につける方が、より効果的であると考えられることから、対象施設及びPFI刑務所での実務研修の機会を設けるなど、民間従事職員に刑事施設での業務に必要な知識、技能を修得させる研修に必要な協力をしていきたいと思っております。

刑務所PFI事業におきましても、民間従事職員を対象に刑事施設での実務研修を実施し、非常に効果がありましたので、本業務においても実施したいと考えております。

また、引継ぎにつきましても実務研修を通じて、あるいは先ほど説明申し上げました業務実施要領の作成に当たっての官民協議の場なども活用して、円滑に引き継ぎを行ってまいりたいと考えております。準備期間として9か月予定しておりますので、十分な研修、引継ぎはこれで行えるものと考えております。

17ページをごらんください。「実施期間終了後の引継ぎ」、「キ」のところです。民間事業者が整備した設備備品等のうち、償却期限が到来していない厨房機器については国に無償で引き渡していただき、その他については事業期間終了後から9か月目までの間で、つまり新たな委託事業として実施する場合に、新たな民間事業者が業務開始のために必要な期間として現状のところ考えられる最初の期間の9か月の間で、国と民間事業者が協議して定める日に収去してもらうこととしたいと思っております。これにより、次期の事業との円滑な引継ぎが可能になると考えております。

最後に、21ページの12のところですが、「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」について、(4)として被収容者の行為に起因して発生する損害等への対応についての部分です。被収容者の行為が原因で発生した損害等のうち、国及び民間事業者双方の責めに帰すべき事由がない場合について、まず民間事業者の所有する資産がなくなった場合には、それが予見可能な範囲であれば民間事業者が、それ以外の場合には国が負担することとしております。

また、これにかかわらず、被収容者が逃走した場合の追跡等に要する費用などについては、逃走の原因が民間事業者にあったとしても国が負担することとしています。

ただし、民間事業者に帰責事由がある場合には、民間事業者が先ほどの別紙4に従って違約金を支払うこととなります。

ポイントとなる部分についての説明は以上でございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○渡邊副主査 御説明ありがとうございます。大分わかってきたような気はするんですけども、2点だけ確認させていただきたい点があります。

1点目は、応札しようとする民間事業者からすると、随分接触の可能性のある業務なのかどうかというところを心配しているようなので、そういう観点から、40ページに記載のある被収容者と接触する可能性のある業務と書いておられるものが、ある意味、網羅的なリストなのかどうか。ほかにも、もちろん業務として接触する可能性のある業務の網羅的なものなのかどうかというのは、応札を考える人からすると非常に重要な事項のように思えるのですが、その点はいかがですか。

○名執矯正調査官 これは、網羅的なものととらえていただきたいと思います。実は、これは前にも御指摘をいただいて、法務省の方では4つの論点分けをして考えました。

1つは、民間の安全確保から委託対象から外す業務ということで、最初は夜間の収容棟の巡回監視業務などを委託対象業務に入れておりましたが、これを委託しないこととしました。

2つ目は、従来は接触がありましたけれども、工夫によりなくすことが可能な業務。

また、3つ目は接触はあるけれども、刑務官が配置されるような職業訓練時ですとか運動時の収容監視。

4つ目としては、面接など接触があつて刑務官の配置のないものということで、こちらに書いておりますように分類をした上で、民間事業者の御懸念を踏まえて検討した結果としてここに書かせていただいております。

○渡邊副主査 ありがとうございます。そういうことであれば、おそらく、応札を考えている事業者の不安を軽減して適切に理解してもらおうという観点からすると、接触する可能性があると云っても、業務として接触する可能性のある業務はここに網羅的に挙げられていますということを言っていた方が、安心するのではないかという気がちょっといたしました。

あとは、例えば立会いではなくて巡回してということであれば、そういうことを具体的に安心するような形で、巡回というのはどういうものなのかというのは多分要項に書き切れないでしょうけれども、そういうところの説明をきちんとしていただくことによって、より民間事業者が1者だけとかではなくて複数の者が参加できるような配慮をしていただければと思います。

○名執矯正調査官 そのようにいたしたいと思います。

○渡邊副主査 もう一点が、ペナルティの関係で損害賠償などの関係とどういうふうに考えたらいいか。ペナルティとの関係でもあるのですが、最後に両者に責任がない場合にだれがどこまで負担するのか。ここも何か、民間事業者からすると、応札して思惑と違った、想定したと違つたということになると困る部分だろうと思いますので、この関係を教えていただきたいです。

まず、5ページの(オ)のところでは、質が確保されていない場合には、別途4に定める基準に従つてペナルティというか、減額をしますという規定ぶりになっているのですが、別紙の4にいくと総論のところでは債務不履行がある場合の違約金、それから債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額と、債務不履行という言葉が出てきます。

では、その債務不履行というのは何なのかという点で、1つはすごく細かい話で恐縮ですが、質に至らない場合を債務不履行と呼ぶのか。それとも、一般的な民事上で言う債務不履行の場合を債務不履行と呼ぶのか。この辺りで、関係がよくわからなくなるのです。特に、不可抗力による事由により債務不履行となつたときと書いてあつて、多分普通の民事法の発想では、債務者の責めに帰すべき事由がある場合に債務不履行と呼ぶということと比べると、多分この辺が民間事業者からすると大混乱してしまう可能性がある。

特に、不可抗力による場合であれば免責されるということと、その上にあるやむを得ない

事由で事前に連絡するというのは、具体的にどういう場合を想定したらいいかというのが、多分減額と関わる場所なので非常に民間事業者にとってはクリアカットにわかる部分じゃないと、なかなか判断が難しくなるのかなということがあります。

そういう意味では、ここの減額の対象にするものと損害賠償、債務不履行との関係、特に民事上の債務不履行との関係をきれいに説明できないと困るだろうというのが第1点です。

では、ここでいきなり債務不履行とうたってしまうと損害賠償との関係はどうなるのか。要するに、減額したらそれで損害賠償は請求しないという趣旨なのか、損害賠償は損害賠償で別ですよという趣旨なのか。多分、債務不履行という言葉を使うとそういうものが次々と連鎖的に出てくると思います。

あとは、最後の12のところでしょうか。22ページのところで、双方の責めに帰すべき事由がない場合、ですから多分民事上で言うと債務不履行には当たらない、危険負担というか、どちらも悪くないときに負担を分け合うかという話のところ、民間事業者において「合理的に予見可能な範囲」という損害賠償で使う言葉が出てくるので、多分「合理的に予見可能な」というのは責めに帰すべき事由がある場合には、合理的に予見の範囲というものが割と行為との関係で結び付けやすいと思うのですけれども、全然その責任がないのに負担しますというときに、「合理的に予見可能な範囲」ということでは、裁判とかになっても、結局どこまで予見可能か、最後までわからないという案件はたくさんあると思うのですけれども、この辺りが多分実際に民間事業者の人が応札しようとするときにどこまでリスクを取るのかという判断で重要だと思うのです。

ですから、今の書き方がだめだと申し上げているわけではないのですけれども、もう少し損害賠償の議論と切り離すのか、同じレベルでやるのか、あるいは、いずれにせよもう少し具体的に、例えば台風でゲリラ豪雨があつてというときにどこまで負担するのか、合理的に判断するとどうなるのか、正直言ってこの2、3年の現象なのでわからないと思うのです。

だから、その辺りをもう少し整理していただいた方が、民間事業者は応札しやすくなるのかなという印象を持っています。

○樫谷主査 何かございますか。

○名執矯正調査官 今、御指摘のとおり整理させていただきたいと思っておりますし、これまでのPFI事業でもやはり問題になったような点というのは確かにありますので、具体的な説明ができるようにしたいと思っております。

○吉野専門官 今の点はPFI事業の事業契約書と要求水準の関係を想定して書いておりましたので、サービスの質イコール債務不履行ということを前提としております。PFIの方では、契約書の中で民事上の制裁に当たるところですけれども、違約金が損害賠償額を予定したものではないということも契約条項を入れて、そういう場合も、損害が発生してしまったときにはその損害賠償に対応できるような仕組みとしておりました。

ただ、再整理したいとは思いますが。

○渡邊副主査 この契約書ではこういう場合を債務不履行と呼ぶというふうに定義をして、その上でそうするとやはり債務不履行という言葉と損害賠償という言葉は直結するものですから、これは損害賠償の請求を排除するものではありませんというふうには書かないと、おそらく関係があいまいなまま、後になってトラブルの元になると思うのですね。

他方、ちょっと心配なのが、この制裁の金額が、仮にさきほどの合理的な予見の範囲とか、制裁とか、危険負担がものすごく厳しいときに、損害賠償を排除するものではないと書いてしまうと、多分民間事業者からするとリスクが大き過ぎて取れないという方に行くので、情報開示の問題と、まさに実施要項で契約ではないのですけれども、実際のところ、民間事業者と国との間の契約条件を定めるところがあるので、そこをもう少しそういう観点から整理していただいた方がいいのかなと思います。

○樫谷主査 どうぞ。

○稲生専門委員 4点ほどコメントがございますので、申し述べさせていただきたいと思えます。

まずサービスの質のことについて申し上げます。これにつきましては、受刑者の方の釈放時のアンケートによって評価を得て、それで最終的にサービスの質の判断に使うということだと思えます。

一方で、1ページ目の冒頭のところでございますが、本件運營業務の委託の目的のところを拝見していたのですけれども、2点くらいあるのかなと思っております。

1点目が、過剰収容の状態が続いておられて、刑務官の方々の負担が増加している状況を緩和するということがまずあります。そういう目でこのサービスの質を拝見しておりますと、2ページにるる書いてございますように、逃亡とか暴動がないとかといったような基本的なことが起こらないということがもちろん大事である反面、むしろ刑務官の方から見た民間さんへの評価の視点みたいなものが、ちょっと見落としであれば御指摘いただければと思うのですが、例えばそれはアンケートみたいな形で取っていただくことも、ひとつサービスの質を図る上で役立たないのかなという目で見えておりました。

もちろん実際に御不満を持つのは受刑者の方という、ある意味では塙の中の生活をされておられる方の判断というのは大事かもしれませんが、もし目的が刑務官の方々の過重な業務負担の軽減ということにあるのであれば、何らかの形で刑務官の方の御意見も一部反映してもよろしいのかなと思えますが、この点は全く私は素人でございますので、もし何かございましたらコメントをいただければと思えます。

それから2点目でございます。やや細かい技術的な話ではありますが、4ページ目から5ページ目にかけて、委託費の支払い方法について、特に5ページに細々と品目に従って書いていただいているところがございます。それで、確かに5ページの(イ)から(カ)辺りですか。国のお立場からすれば、このような形で払ってくれということでこういう議論もあるかもしれませんが、これを民間さんの立場から見た場合、ちょっと厳しいのでは

ないかと思っております。

例えば、5ページの上から4行目の(イ)の食料費について、四半期ごとの実績に応じ、精算で払うというふうにございます。形式的にはそうなのかもしれませんが、これ以上こまめに払うのはちょっと大変なのかもしれませんので、これは御検討いただければと思いますけれども、情報開示の資料ですが、別添の資料を拝見しておりますして、食料費関係については注記事項によりますと材料費ですか。このところに書いてあるというところでございます。

それで、例えば別添の資料の1ページ目のところの下の方ですね。静岡刑務所の委託費の材料費に食費が入っているということでもいいんでしょうか。ちょっと私の見方が違えればあれなのですけれども、これはいいんですか。

○名執矯正調査官 そうですね。食料費と被服費ですね。

○稲生専門委員 被服費もはいつていますけれども、恐らく每期、每期発生するという意味では食料費が中心ではないかと思つて推測しているのですが、そうすると静岡刑務所の1ページの平成21年度の4-6分で見ると5,800万円ですね。これは結構な金額でございまして、恐らくこのうちのかなり部分が食料費とすると、これは数千万円、3か月間、運転資金を民間さんで持たれると思うんですね。

それで、例えば静岡が仮に5,000万としますね。それで、笠松の方で例えば2,000万、これは累計で7,000万ですね。それから、黒羽が次のページにございまして、これも9,000万くらいありますね。そうすると、食料費だけで1億円を超える金額を3か月に1回しか民間さんが払っていただけないとなると、これはちょっときついなじゃないか。素人考えではあるのですが、そう思いますので、もし可能であれば実費精算ということであればもうちょっとこまめに支払ってあげる方法がないのかなとちょっと思いました。

これはもちろんなかなか毎月は厳しいというのはあるのであれば致し方ないと思いつつ、パブコメ等で取っていただく形でもいいのかもしれませんが、ちょっとこれは運転資金としてきついなと思つておりますので、御検討をお願いしたいと思つております。

同じようなことが実施要項案の5ページ目の(ウ)、(エ)にもちょっとございまして、例えば(ウ)の委託費のうちの職業訓練促進費を見ますと、これは毎年度末に払うとなっておりますね。これもやはりきついのではないかと。食費ほど深刻な形で運転資金を民間さんにお持ちいただくことはないと思つたしますので、もうちょっと大まかでもいいと思うんですが、例えば半年に1回とか、そういう形での方法がないのかなと思つて、実際にこれは情報開示のときの金額と合わせていただいて、恐らく何千万、何億となる場合にはやはりある程度こまめに民間さんに払っていただいた方がいいんじゃないかと思つています。

同じことが、(エ)の改善指導促進費についてもあろうかと思つたので、これも後ほど御検討いただければと思つた。

続いて、(オ)の実施期間中の検査・監督を国がされて、質の確保の状況を確認して委託費を支払う点です。これが一体どの項目のことを指しているのかがちょっとわからないし、

またいつの時点で監督・検査をさせるのか、ちょっとわかりにくいところがありますので、私が見落としていれば結構なのですが、それが5ページを読む限りではあいまいな感じがいたしました。

それから、(カ)の「委託費の支払いに当たっては」ということで、四半期の業務の完了後とあるので予測はつくんですけども、先ほどの(ウ)の部分と(エ)の部分の促進費について、これをどういった締めでどういった形で支払うのかというのが、これはまた違うのかなと思いましたので、(ウ)、(エ)については(カ)と(キ)の間に恐らくもう一項目設けるとか、あるいは(カ)の第2パラグラフを設けるなどして、ちょっとそこら辺は書き足した方がいいのかなと思いました。以上が、支払い方法についてでございます。

それから、3点目でございますが、今度は加点審査項目のことについて申し上げます。9ページでございますけれども、先ほど御説明の中で、要は必須審査の項目と、それから加点審査の項目は全部重複している。特に必須項目審査で優れたものについては加点するという話がありましたが、これは審査員の方々からするとなかなかそれは難しく、もうちょっと必須項目の中でこの部分については特に重視しているんだという形で抜き出していただいて、それをその加点項目として、例えばa b c dぐらいの段階に分けて、aは特に優れているとか、bは優れている、cは普通とか、わかりませんが、それぞれ何点差し上げるといったような形の作り込みをした方が、審査をする立場からするといいのではないかと思いますので、それは再検討いただいた方がよろしいかと思っています。

以上が加点項目、審査項目についてのコメントでございます。

長くなりましたが、最後に4点目、情報開示でございます。先ほど若干食材費の関係について申し上げましたが、別添資料の先ほどの1ページ目以下からでございますけれども、若干わかりにくいところがありまして、平成19年度、平成20年度、それから平成21年度が4-6の実績が出ているところという形での開示がございまして、一方で金額が大分違っているというのか、恐らく外にアウトソーシングした部分があつてこういった違いが出てくると思うのですけれども、例えば1ページの静岡刑務所の委託費の部分ですね。平成19年度が4,467万とかになっていて、平成20年度が6,500万と大幅に増えていて、平成21年度が1,300万で若干でこぼこしているんですけども、もし可能であれば委託の範囲が変わったとか、よくわかりませんが、もうちょっと注意書きをしてあげた方が、恐らく民間さんとしては中身を理解しやすいのではないかと思いますので、もう少し注意書き、要するにその差分というんでしょうか。それで大きな変更があつたところがあれば、それを説明された方がよろしいのではないかと思います。

それから、3ページ目以下で委託費の内容がございまして、4ページ目のところで従来の実施に要した人員で人数が書いてあります。それで、常勤、非常勤はこういう形で大変いいと思っているのですが、業務委託ポスト数というのがあつて、これが変化しているわけですね。それも、ポスト数と言われても何のことかというのがありますので、その内容ですね。また、増減があるのであれば、どの部分が変わったのかといったことは注意事項

に書いていただく方が、よりわかりやすいのではないかと考えて見ておりましたので、その部分については御検討をいただければと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。何か今のことについてございますか。

○名執矯正調査官 御指摘いただいたところは、全部検討したいと思っております。

まず最初のサービスの質について、受刑者のアンケートだけでは足りないのではないかとこの部分については、受刑者のアンケートで判断するところというのは一応限っております。例えば給食業務ですとか、職業訓練を受けてみてどうだとかというような受刑者判断によらなければわからない部分についてはそのアンケートを活用したいと思っておりますので、職員の負担軽減などについてはモニタリングのほか、その判断の方法は考えたいと思います。

それから、2番目の委託費の支払いの方法について、頻度について厳しい部分があるのではないかとこのところについては持ち帰り、検討させていただきたいと思っております。

それから、加点審査の中で必須項目で特に重視している項目については加点項目として提示した方がいいのではないかとこのところについても、うちの方で重視している部分があるかと思っておりますので、そこについて抜き出してみたいと思っております。

それから、最後に御指摘いただいた情報の開示についてのわかりにくい部分ですとか、変動の激しい部分の注意書きについても検討していきたいと思っております。

○渡邊副主査 今の稲生先生からの指摘と関係するのですけれども、さっきちょっと申し上げた5ページの(オ)のところ、「実施期間中の検査監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う」。それで、「検査・監督の結果、質が確保されていない場合には」と書いてあって、別紙の4の債務不履行による違約金というところで火災の発生とか書いてあるんですけれども、個々の用語について、「悪意又は重大な過失」というのは多分故意と重過失に限るとか、そういうところだと思います。

そういう意味では、ここに書いてある内容をもう一回見ていただく必要があるのですけれども、それを別とすると、ここに書いてある事由を監督するという書き方、特に委託金の支払いに関してチェックするということになっていて、稲生先生が言われた、まさに刑務官から見たところの評価という部分と、ここが二重になるのかどうなのかもよくわかりません。多分、その関係も一緒に見直していただかないと、ここだけ変な読み方をされては困るなと思っております。

あとは、契約上あるいは実施要項上の検査・監督だったらいいんでしょうけれども、一つひとつの業務について検査・監督、指揮監督みたいなことになると、また別な問題が出てくるので、その辺りはほかの例とも蓄積があるので、事務局に確認していただくとどういふところに気を付けなければいけないのかというのはお話いただけると思っております。そういう意味ではこの辺りの構成と、その国の評価あるいは検査・監督という関係を少し整理していただくと、今の稲生先生の御指摘というのは解消される方向にいくのかなと思いま

す。以上です。

○本庄専門委員 大きく2点お伺いしたいと思います。

1つは、刑務作業職業訓練に関してです。職業訓練については、別添の方にありました刑務所の業務の方では資格取得を中心とすると書かれていて、その点は従来と同じように理解されているのかなと思います。

それで今回、給食業務、洗濯業務、それから清掃業務についても職業訓練として実施すると書かれているわけですが、それらは実質的に、訓練としての実質をどこまで持っているものなのでしょうか。今までは刑務作業として行われていたと思いますが、今までやられていたものと同じなのか、違うのかというところが明確ではないのかなと思います。

特に、別紙の2の方にある委託業務の内容という一覧表では、給食業務・洗濯業務のいずれも職業訓練または刑務作業として実施すると書かれておまして、これは民間の事業者どちらを選ぶのかをゆだねているように読めるわけですが、そういうことでいいのか。特に、再犯防止のために質を向上させるという目的を掲げられて、新たに職業訓練として実施するというのであれば、その実質を確保されるような書き方をされた方がよろしいのではないかと思います。実際にどういうことを想定されているのでしょうか。

それから、職業訓練一般に関してですけれども、要項の3ページのところで、資格取得率を一般受験者と同等以上とするという要求水準が挙げられているのですが、訓練生の選定というのは国の方でやられるということなので、ここは民間でコントロールできない部分があるのかなというのが1つ。また、受刑者の方というのは必ずしも一般の人よりも意欲があふれているわけでもないでしょうから、かえってこういう目標を掲げることで職業訓練が消極的な方向にいかないのかなということをおもいました。

続いてですけれども、刑務作業に関して、従来既存施設ではいわゆるキャピック、刑務作業事業部が発注している作業をされていると思うんですが、そことの関係ですね。民間の事業者が刑務作業を確保しなければいけないといったときに、キャピックとの関係がどうなっているかというのは明示された方がよろしいのかなと思います。

最後に、PFIの中では特に職業訓練に関して、刑務所として決まっているスケジュールというのが非常に窮屈なので、もっとやりたいんだけどやれないという声が民間の事業者からあったかと思いますが、その点は今回それを踏まえて対応されるということは検討されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

この点は、5ページのところに職業訓練の実施時間ですね。(ウ)のところに上限を設けるといって、何時間以内とするということが書かれていて、その趣旨とも関わるのかなと思いますが、これはどういう趣旨で入れられているのかということですね。その点を明確にいただければと思います。

もう一点ですけれども、警備のことについてです。これは前から問題になっていることですが、10ページにあるように、特に民間の事業者から女性の警備員の確保というのは非

常に難しいという意見があったということ踏まえられて要件を緩和されているということだと思うのですが、2名1組で実施する場合は1名は必要な資格を有しなくてもいいというのは、これは女子施設だけではなくて男子施設にも当てはまるという書き方なのですから、それはそれでよろしいのかどうかということです。

この点は警備をする警備員の方にどういったことを期待されているのかということに関わっているかと思うんです。というのは、資格要件というものがPFIのときからの経緯でだんだん緩和されてきていて、今回は1名は資格なしでもいいということまでいっているわけです。それで、極端なことを考えれば、ある日、採用された人が次の日から刑務所で勤務するというのも可能になっている形かと思うのですが、そうすると刑務所で勤務される警備員の方というのはどういう人でもいいというような印象を、この書き方だと与えないのかなということ少し懸念します。

これは、警備員の方に対して法務省としてどういうことを期待されるのか、どういう業務を期待されるのか、どういう人材を期待されているのかということが、この要項からは余り明確でないということとの関係でそういう懸念があるかと思いました。

関連して、委託業務として書かれている内容で、非常時にどういふ対応をとるべきかということ書かれていないと思うのですが、警備員としてはやはり非常時の対応能力というのはかなり重要かと思うのですが、その点が業務の内容として書かれていないということとの関係でも問題であるかと思いました。

とりあえず、以上です。

○榎谷主査 何かどうぞ。

○名執矯正調査官 1点目の、今回やります給食と洗濯と環境整備、清掃の部分についてはなのですが、これはそれぞれ資格取得を想定しております、今ちょっと詳しいものは持ってきてはおりませんが、例えばビルハウスクリーニングというような形での職業訓練というのは今ほかの施設でもやっているところはありますので、いずれにしても資格取得に結び付くような形の運用で考えております。

それから、資格取得率については、実は実質から言いますと刑務所の中の取得率は結構一般よりは高くなっているということがあります。このため、その辺はきちんと民間事業者に伝わるように説明はしたいと思っております。

ただ、その対象者の選定において、国が選定するんだからという危険性を御指摘いただきましたが、今までも国が選定するのはやはり資格取得が可能なある程度の期間があつて、能力もそれなりにある人を選定してきておりますので、そこは説明を詳しくしていきたいと思っております。

それから、現行、行っているキャピックとの関係については、そこを排除してまで新たな民間委託でというのはなかなか難しい部分がありますので、それは民間の方に理解できるように説明をしていきたいと思っております。

それから、スケジュールが窮屈でという部分と、5ページの全受刑者の平均で週何時間

以内の範囲とするという部分については、職業訓練だけを青天井ですべての受刑者にやるということは作業の時間や他の改善指導の時間との関係もありますし、今回は新しい施設ではなくて既存の施設の中でやるという物的な制限もありますので、現行よりはもちろん職業訓練時間として充実させ、スケジュールもその実情に応じてタイトにならないようにはしていきたいと思いますが、おのずと制約はあるため、この時間数の中で書かせていただいています。

それから、警備員に対しての資格と研修についてですけれども、これは法務省としてはやはり一般の警備員としての基本的な態度だとか、資質だとか、あるいは訓練を受けているかどうかということの上に、刑事施設において果たすべき役割を担ってほしいという意図でありますので、やはりこの1年間の警備の実務経験というところは資格としては外さなかったということです。

ただ、女子の警備員の確保が大変難しいという民間からの御指摘もありましたので、2人1組でできるような業務についてはその部分は配慮しましょうということで、今回設定させていただいたところです。

○本庄専門委員 資格のところですね。私が申し上げた趣旨としてはむしろ逆のことでありまして、現在選別し過ぎているのではないかという問題意識ですね。極めて質のいい人だけを選んできて、職業訓練をして資格を取得できましたということは今、言われていると思うんですけども、本当にそれでいいのかということが私の問題意識なので、むしろ逆です。

○渡邊副主査 私はちょっと誤解していたみたいで、常駐警備1年というのは資格がない人も常駐警備ができるという前提で、その1年の要件はかかるという御趣旨なんですね。今の業法の方を御確認いただいた方がいいと思うんですけども、私などは、全く資格がない人が常駐警備をできるとはわからなかったもので、そこはそうなんですか。

○吉野専門官 常駐警備1級、2級というのは非常に数限られた人しかいないということをや警備業者から承っております、ここは1級、2級の資格ではなくて警備員としての勤務経験がある人という趣旨でございます。

○渡邊副主査 そうであるとする、多分そういうふうToStraitに書いていただいた方が、私のように誤解する人が出てこなくなると思います。

○榎谷主査 ほかにございますか。稲生先生、どうぞ。

○稲生専門委員 別添の業務分担表というものが60ページ以降にございまして、多少お聞きしたいのが62から63にかけての作業、職業訓練業務と教育業務に関する分担です。

それで、まず大項目のところを拝見すると作業業務、これはいわゆる刑務作業と理解してよろしいですね。

それから、職業訓練とございまして、刑務作業の方につきましては恐らく非常に国がやるべきことという性格が強いということだと思いますけれども、作業計画の策定自体について国の方で行うということだろうと思います。

それで、一方で企業さんの方は受注活動をされるということなんですけれども、これは要は国の方でこういう作業をするからこんな内容の企業を引っ張ってくれということまでかなり突っ込んだ形で国の方で決めた上で民間さんに行わせるという理解でいいんでしょうか。

つまり、職業訓練とか改善指導になりますと、これは更にかなり民間さんの創意工夫が発揮されると思いますので、そのカリキュラム等についても民間さんということになると思うのですが、一方で刑務作業というのはまさに刑務でございますので、これはかなりのところを国の方で、計画からその内容の決定権を留保するという理解でよろしいのでしょうか。

○名執矯正調査官 最後にはやはり作業の場所だとか、そういう物理的な問題で、これはちょっと実施できないですということはあるかと思いますが、受注活動において限定的な、この業種を探してきてくださいというやり方はしないで済むかと思っております。

○稲生専門委員 わかりました。

それから、大項目の「職業訓練」のところでございますが、「職業訓練一般」という中項目がございまして、1段目に「指導カリキュラムの立案」、これは民間さんの方で役割分担をする。

次の職業訓練の計画策定、これは国が行うということなのですが、これは何となく違いがよくわからない。ですので、多少イメージがわかるように備考欄に書いた方がよろしいのではないかと。恐らく、この職業訓練というのはいかに民間さんの方をお願いしてもいい分野だと思うので、計画策定というものをあえて国だというふうにする必要があるのか。つまり、カリキュラムの立案はしてもらい、もちろん最終的なチェックは国の方でされると思うんですけど、これだと違いがよくわからなくて、民間さんがどこまでやるのかちょっとわかりにくいので、ここは工夫をされた方がいいのではないかと考えています。

それから、同じくこの「職業訓練一般」のところの4段目に実施、これは民間さんでそんなものかと思ったり、次の機器関係の整備・管理、これももちろん実施する以上、民間さんの責務かなと思うわけですが、最後の訓練生の評価というところ、つまり民間さんが訓練の実施をしながら評価については国の方で行うというのが何となくわかりにくくて、むしろ民間さんが評価の案をつくってというところまでは何となく民間さんにやっていただいてもいいのかなと思うのですが、ただ、もちろんこれはいろいろな基準とか規定があるかと思っておりますので、もし考え違いでしたら逆に教えていただければと思います。その点はいかがでしょうか。

○名執矯正調査官 まず職業訓練の計画策定というのは、全体として国がどういう職業訓練を組むかという大きな計画策定で、指導カリキュラムというのは各種目ごとにどういう内容でどういう指導方法をとっていくかというようなところなので、そこはわかりやすく備考欄に書きたいと思っております。

○稲生専門委員 わかりました。むしろ順番を変えてもいいかもわかりませんね。年間計

画は国の方でやって、具体的な中身については民間でやる。その方がむしろわかりやすいかもしれません。

○名執矯正調査官 はい。それで、評価につきましては実質、先生のおっしゃるとおり、実際の指導者がもちろん評価はしますけれども、改善指導もそうなのですが、受刑者の最終評価というのは国が責任を持って行うという意味で、国のところに丸をつけております。

○稲生専門委員 それから、あとは右の 63 ページの「改善指導等」という大項目のところですが、これも同じような目で見えていたんですけれども、結構これは国と民間との共管が多くて、もちろん恐らく改善指導については中身が中身でございまして、単なる職業訓練とは違って重たいと申しますか、重要な部分だと思しますので、共管は致し方ないと思いつつも、ただ、実は民間さんからすると、どこまでやればいいのか。

助言とか何とかということで、たしか前の方にあったかもしれませんが、実はこれはわかりやすいようでわかりにくい。ですので、やはりもし備考欄に書けるのであれば、あるいはまた説明会でもいいのかもしれないのですが、そこら辺の役割分担をもう少し具体的にしておかないと、民間さんが工数を組むときにちょっと混乱するのではないかと思います。それはひと工夫必要かという印象を持っておりますので、その点も申し上げておきたいと思っております。

同じく評価の決定のところですけれども、これも恐らく職業訓練と同じように、要するにどちらが実施をして、どちらが評価をするのかということでの役割分担ということになるかと思しますので、これも御検討いただければいいかと思いたしました。以上です。

○名執矯正調査官 ありがとうございます。この改善指導については表が異常に細かくなってしまうので、表の上で書き切れない部分があってやむを得ず両方に丸をしております。

というのは、例えば国が作成した標準プログラムにのっとって、国が自ら行うべき種目とそうではない種目があります。それで、既に今、国が自分自身で作成した標準プログラムに沿って、国が実施している種目については国がやりますし、民間に委託するプログラムについてはその内容や方法も民間のノウハウにより提示してもらうというやり方にしたと思っていますので、この部分の官民の切り分けは明快にできると思っていますし、それは説明会などできちんと説明をしたいと思っております。

○榎谷主査 では、私の方から。

今の稲生先生がおっしゃったことと関係すると言えれば関係するのですが、要項の方の 23 ページ以降に別紙 1 があって、「事業対象施設の概況について」というものがあって、組織図とか人員配置、職員の方の配置がありますね。要項の方の 23 ページもそうですし、27 ページもそうですし、31 ページもそれぞれの施設ごとにありますね。これと今の分担表があるわけですが、このいわゆるアフターというんですか、民間の入札をした後は、これがどういうふうになるんでしょうか。国の方はどことどことどこで、今 215 名いらっしゃるわけですが、これが何人くらいになって、どこに張り付かれるのかですね。その辺はや

はり示すことは可能なんですか。

というのは、国が何をやるかということの分担が書いてあるんですが、組織はどうなるのか。何人くらい国の人がいていただけるのかということですね。それによって、また張り付ける人数も民間の見積もりが違ってくる可能性がありますので、その辺はどうなんですか。

○名執矯正調査官 ここは、具体的な人数ということではなかなか示しづらいところがあります。

というのは、国の職員はいろいろな業務を兼ねてやっている部分がありますので、民間に委託する部分だけを切り出して、この分、国の人数は何人だから要りませんというような計算は難しいです。

ですので、業務の分担表の中で現状と、それからこれから民間に委託する部分と見ていただいて、それから現地も見ていただいて説明会で説明する内容から、おのずと、民間の方の人数がどれぐらい必要なかというところを民間事業者で、提案として出していただければと私どもは思っております。

組織については、特に変更はありません。

○樫谷主査 例えば 23 ページだと、この所長、処遇部門あるいは首席矯正処遇官、企画担当の下の方に作業部門、教育部門、分類部門とありますね。この作業部門、教育部門のところをこの民間の方がやると、こういうようなイメージで見てよろしいんですか。そういうこととは違うんですか。

○名執矯正調査員 この作業、教育、分類の中で言えば、ここへ民間の方の委託する業務がプラスされていくということですね。それで、作業と教育については、特に今回職業訓練や改善指導という形で充実強化もしていきたいと思っておりますので、これまでの業務にプラスするような形で考えております。

○樫谷主査 例えば、別添の情報開示の 4 ページのところ、「従来の実施に要した人員」のところの 4 ページで、常勤が 10 名、非常勤が 5 名、あとは業務委託ポスト数が 19 名とかですが、この 10 名とか非常勤というのは組織で言うとうとうふうに関係してくるのかわかりますか。説明できるんですか。

常勤職員 10 名、この配置図は常勤職員のことですね。非常勤がどういうことをおやりになっていたとか、業務委託ポスト数というのはこれまで質問にもありましたけれども、よく意味がわからないので何をおやりになっていたかですね。多分こういうことをおやりになっていたんでしょうけれども、それぞれ常勤の方はどんなことをやっていて、非常勤の方はどうやっていて、委託業務はどうかというようなことがわからなくても見積もりができるのかどうか、私も素人ですが、もし見積もりに困難なようであればそれぞれどういうことをおやりになっているのかということを開示された方がいいかと思いました。

○名執矯正調査官 現行、各施設で非常勤職員にやってもらっている部分もありますし、常勤職員がやっている部分もあって、そこは細かくこの中へそれぞれの施設で書き込むということはない

かなか難しいです。

○樫谷主査 非常にあいまいになってきますよね。見積もりを新しくやるときには比較的役割を詰めていきながら、時間もありますし、できると思うんですが、既存のものを、それも短期間で見積もらなければいけないといったときに、多分そういう情報がなくてどの程度の見積もりができるのか。

あいまいな見積もりだと後で障害が出るので、実は困るわけですね。非常に重要な刑務所の業務ですから、途中で知りませんと言われても困るということだと思いますので、その見積もりについては人員配置が中心になると思うんですけれども、それができるような情報を、私がこれを見積もるとなったときに少し不足なのかなという気はしたので、その点を申し上げているわけがあります。

それから、あとは事前の研修、つまり当然いきなりできないので、事前の例えば最初の4月、5月から始めるものは余りかからない定型的なものなので1か月くらいあればいい。だから、それは大したものではないと思うのですが、ところが再来年の1月から始まるものは相当研修が必要なわけです。

その研修の量的なものですね。つまり、それも研修するためには人も採用してコストがかかるわけです。そういう情報というのは、つまり見積もりのために何人くらいどういう研修をするのかということで必要になると思いますので、それは5月1日から張り付けている人と、作業は再来年の1月以降なんだけれども、実質的に張り付けて研修していかなければいけない場合、それにはどの程度の教育をするのか。

つまり、毎日のように研修するのか。いや、1か月に1回くらいでいいのか。その辺の作業量というか、研修量というんでしょうか。どういった内容のものをどの程度やるんだということを開示しておいた方が、それも民間事業者のコストに入ると思いますので、開示していただければいいのかなと思いました。

それから、これは既にあるのかもわかりませんが、少し今までの質問にも出たのですが、例えば大地震が起きたとか、そういうときの民間事業者の対応というのは何もすぐに研修する必要はないと思うんですけれど、そういうマニュアルというのは既にあるわけですか。

国の方と、それから民間の方との対応について民間の方が、例えば今ちょっと冗談で出たんですけれども、事前の打合せのときに置き放ちをするみたいなどころがあるようなすごく重要な火事だとか大地震が起きたときに、そういうことが民間の責任になってしまったらいけないので、そういう対応は一応マニュアルとしてしっかりしていると考えてよろしいわけですか。

○名執矯正調査官 国としてのマニュアルは現在ありますし、PFI事業においてもございますので、その参考となるものはございます。

○樫谷主査 わかりました。

それから、入札参加資格というものがあるのですが、ここで働いていらっしゃる方ですね。民間の方で従業員、社員として働く方の身分とかというものがありますよね。物が刑務所なので事前のチェックというんでしょうか、この方を働かせるということについていいかどうかについて

の事前のチェックとか、そういうようなものはあるのでしょうか。この方を働かせていいのか、職員として採用していいのかという事前のチェックというものはあるのでしょうか。

○吉野専門官 民間職員の従事者の欠格要件というものも法律が適用されるようになっておりますので、事前に名簿を出していただいて業務実施までの間に確認させていただきたいと思いません。

○樫谷主査 わかりました。事前の確認があるということですね。

○渡邊副主査 ちょっと細かい話でマイナーなんですけれども、3ページの要求水準で、受刑者の方の釈放時アンケートで一定の要求水準を設定するということで、例えば食事の量というのは確かにすごく重要かと思いつつ、それから職業訓練で社会復帰に役立つと思うかどうかとか、もともとの目的と直結するものと、パジャマの色とか質とか、確かに重要と言えば重要なのですが、あきらかに直結するものと、何となくリモートなものが混在しているような感じがあります。

パジャマの色も、何年もいるときはすごく重要なかもしれないんですけども、ちょっと気になるのがこの資料の要項案の情報開示のところで見ると、パジャマの色とか気に入っている人が20%くらいしかなくて、要求水準として掲げた上で20%というすごく低いものを出してどうしようかという感じも正直言うと思います。

そういう意味では、その要求水準に挙げる項目をまずチェックしていただいて、その項目についてネガティブな、とても我慢できないような、すごいショッキングピンクで安眠できないようなものだったら、それはつらいかもしれませんが、そうではなくて細かい好みとか言い出したら確かに千差万別で公約数が取れないようなものを要求水準にすると、どうしていいかわからないという感じになると思います。

そういう意味で、もう一回繰り返しになりますけれども、項目のチェックとその水準の立て方、基準の立て方としてよいにするのか、役に立ったにするのか、あるいはネガティブな評価をしている人がどのぐらいというふうにするのか。少し整理していただいた方がいいのではないかとちょっと思います。

○名執矯正調査官 そこはおっしゃられるとおりでと思いますので、項目もチェックしたいと思っております。

○本庄専門委員 簡単なことなのですけれども、別添の資料の業務分担表で国と民間というふうに分けをされていらっしゃるんですが、この民間に丸が付いている業務というのは、国はもう基本的に手を引くということでお考えということでもよろしいのでしょうか。あるいは、必要に応じてバックアップみたいなことはされるという前提で、これは民間の方に丸が付いているのかということをお教えいただきたいと思いません。

○名執矯正調査官 まず丸については、基本的に民間についているものは民間にお任せするということではありますが、この表もできるだけ細かくは書いたつもりですが、すべて書き切るというわけにはいかない部分があるとは思っております。

○本庄専門委員 刑事施設における処遇の質の確保というのはやはり最終的には国が責任を持たなければいけないと思うので、民間に任せて、だめだったらそれではない、ということ

にならないのではないかと思います。丸の趣旨は、民間がだめであれば一時的にであっても国がバックアップをするんだということが前提でなければいけないんじゃないかと私は思うのですが、その点を確認したかった次第です。

○名執矯正調査官 それはおっしゃるとおり、すべてにおいて国が最後の責任だというのはそのとおりです。

○吉野専門官 一義的な業務の分担を書いているということで、責任とはまた違う話だと考えております。

○樫谷主査 よろしいですか。それでは、事務局から何かありますか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本実施要項（案）につきましては整理すべき論点が相当ありますので、本日の審議を踏まえまして次回の審議に向けて鋭意御検討いただきますようによりしくお願いいたします。

また、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思っております。事務局で整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。

次回の開催につきましては、事務局から追って御連絡したいと思います。どうもありがとうございました。